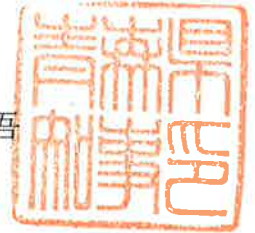


青環保第555号
平成29年7月25日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

青森県知事 三村 申吾



豊畑放牧場風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願いいたします。

豊畑放牧場風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

- 1 風力発電設備を近接して設置した場合、コウモリ類、鳥類及び昆虫類の回避経路が妨害され、これらの生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、文献調査や専門家からの意見聴取等を行った上で、必要に応じて風力発電設備の配置を見直すこと。
- 2 工事前資材等の搬出入に係る騒音及び振動の予測対象時期について、工事前資材等の搬出入車両が最大となる時期としているが、車両の種類を勘案した上で、影響が最大となる時期を設定すること。
- 3 施設の稼働に係る騒音の調査、予測及び評価について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日付け環水大大第1705261号）」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年5月環境省）」に定める手法の選定を検討すること。
- 4 建設機械の稼働に係る振動の評価において、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」に記載されている手法として、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」との整合性を選定しているが、当該手引では、当該基準との整合性について、振動規制法に基づき区域が定められていない地域を除くとされていることから、適切な手法を選定すること。
- 5 工事の実施により、濁水が流入する可能性のある河川の下流域において、稲作（水稻）が行われている場合には、水質に係る調査地点及び予測地点に農業用利水点を追加して調査及び予測を行い、農業（水稻）用水基準との整合性についても評価すること。
- 6 施設の稼働に係る動物への影響の予測対象時期を風力発電所の運転開始後としているが、当該動物の生態特性を勘案した上で、施設の稼働が定常状態となり、影響が最大となる時期を設定すること。
- 7 事業実施によるコウモリ類への影響について、専門家の意見を踏まえ、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

- 8 累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目として、本方法書では騒音及び超低周波音、風車の影、景観を選定し、予測及び評価することとしているが、これらの項目のほかコウモリ類及び鳥類に対する累積的な影響が考えられることから、他事業者が計画する事業が明らかになった場合には、本事業との累積的な環境影響の予測及び評価を行うこと。
- 9 小川原湖のハクチョウは県天然記念物に指定されており、対象事業実施区域及びその周辺は、当該ハクチョウの渡りのルートになっている可能性があることから、当該ハクチョウを鳥類の重要な種に含め、予測及び評価すること。
- 10 景観への影響については、樹木の着葉期（夏季～秋季）と落葉期（冬季）に現地調査を行い、フォトモンタージュ法により予測及び評価することとしているが、冬季は落葉に加え、積雪による景観への影響も考えられることから、このことも踏まえて予測及び評価すること。
- 11 工所用資材等の搬出入・地形改変及び施設の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の予測対象時期を工所用資材等の搬出入に係る車両台数が最大となる時期及び発電施設が完成した時期としているが、当該活動の場の利用状況を勘案した上で、影響が最大となる時期を設定すること。
- 12 各環境影響評価項目に係る評価の手法については、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討を行い、景観に関する評価の手法と同様に第5次青森県環境計画における環境配慮指針との整合性についても検討すること。